

文教警察企業常任委員会会議録

令和4年4月26日

場 所 第3委員会室

令和4年4月26日(火曜日)

午前9時59分開会

少年課長	黒木 守
生活環境課長	田中 宏光
交通規制課長	澤田 信也
運転免許課長	柏田 智

審査・調査事項

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

企業局

企業局長	井手 義哉
副局長(総括)	斎藤 孝二
副局長(技術)	森 英彦
総務課長	齊藤 郁宏
経営企画室長	小野 一彦
工務管理課長	宮田 晃尚
施設保全課長	松生 晃
発電設備課長	日高 誠
総合制御課長	丹山 竜一郎

出席委員(7人)

委員 長	河野 哲也
副委員 長	佐藤 雅洋
委員	徳重 忠夫
委員	井本 英雄
委員	日高 陽一
委員	田口 雄二
委員	囷 師博規

教育委員会

教育 長	黒木 淳一郎
副教育 長	田村 伸夫
教育次 長 (教育政策担当)	児玉 康裕
教育次 長 (教育振興担当)	東 宏太朗
教育政策課長	中尾 慶一郎
財務福利課長	加塩 美昭
育英資金室長	唐仁原 博
高校教育課長	高橋 哲郎
義務教育課長	佐々木 孝弘
特別支援教育課長	横山 貢一
教職員課長	中別府 勇治
生涯学習課長	長尾 岳彦
スポーツ振興課長	押川 幸廣
競技力向上推進室長	岩切 正義
文化財課長	長友 由美子
人権同和教育課長	北林 克彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	佐藤 隆司
警務部長	高橋 和成
警務部参事官兼 首席監察官	久留米 英樹
生活安全部長	三原 健
刑事部長	時任 和博
交通部長	日高 俊治
警備部長	河野 晃央
警務部参事官兼 会計課長	山崎 猛
警務部参事官兼 警務課長	迎 修二
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	井上 保志
総務課長	甲斐 義勝

図書館長 小川雅彦
美術館副館長 木村幸久
総合博物館長 岩切喜郎

事務局職員出席者

議事課主査 内田祥太
議事課主任主事 上園祐也

○河野委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてでございます。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入替えの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任された延岡市選出の河野でございます。

一言御挨拶申し上げます。

警察本部の皆様におかれましては、県民生活の安全を守る事業に全力で取り組まれていただいている姿に、心より感謝申し上げます。

警察行政の今後の課題につきまして、互いに解決のため努力していくということで進めさせていただきますので、どうかよろしく願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、西臼杵郡選出の佐藤副委員長でございます。

向かって左側でございますが、都城市選出の徳重委員におかれましては、所用のため遅れての出席になるという連絡を受けております。

延岡市選出の井本委員でございます。

宮崎市選出の日高委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、延岡市選出の田口委員でございます。

児湯郡選出の図師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の上園主任主事でございます。

副書記の内田主査でございます。

次に、警察本部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○佐藤警察本部長 委員の皆様には、かねてから、警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は年度初めの常任委員会でありま

すので、最初に私から執行部の紹介を行い、その後、宮崎県警察の組織について、令和4年度歳出予算についての2項目につきまして、警務部長から報告させます。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料1を御覧ください。

警察本部執行部名簿のとおり、建制順に紹介します。

警務部長の高橋警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の久留米警視正でございます。

生活安全部長の三原警視正でございます。

刑事部長の時任警視正でございます。

交通部長の日高警視正でございます。

警備部長の河野警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の山崎警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の迎警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の井上警視でございます。

総務課長の甲斐警視でございます。

少年課長の黒木警視でございます。

生活環境課長の田中警視でございます。

交通規制課長の澤田警視でございます。

運転免許課長の柏田警視でございます。

以上が、本日出席の警察本部執行部のメンバーでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋警務部長 それでは、県警察の組織について御説明を申し上げます。

お手元に配付している資料2の宮崎県警察の組織についてを御覧ください。

県警察は、宮崎県公安委員会の管理の下、警察本部に5部27課1所4隊を置き、警察学校を

附置しております。

また、県下に13警察署、交番及び駐在所など160施設ございます。

各部の所掌事務でございますが、警務部は、広報、会計、人事、監察、教養及び福利厚生に関することなどを、生活安全部は、犯罪の予防、地域警察、通信指令、少年の健全育成、サイバー犯罪や生活経済事犯等の捜査及び風俗営業、質屋営業等の許認可に関することなどを、刑事部は、殺人、窃盗、詐欺等犯罪の捜査、暴力団、薬物、銃器の取締り等組織犯罪対策及び犯罪鑑識・科学捜査に関することなどを、交通部は、交通安全対策や交通規制、交通指導取締り、交通事故に係る犯罪の捜査及び運転免許に関することなどを、警備部は、不法滞在等の警備犯罪の取締りや災害対策、警衛及び警護に関することなどを担当しております。

職員の定員につきましては、令和4年4月1日現在、警察官2,034人、一般職員321人、合計2,355人となっております。

なお、本年春の組織改編におきまして、手口が複雑化・巧妙化しているサイバー犯罪・サイバー攻撃に的確に対処するとともに、サイバー犯罪に従事する捜査員の育成体制を強化するため、生活安全部サイバー犯罪対策課にサイバー犯罪捜査支援室を新設したほか、高齢運転者支援施策の推進、運転免許証のデジタル化への対応等を図るため、交通部運転免許課に企画指導補佐を新設配置、通告児童数が高止まりにある児童虐待等への対処能力の向上を図るため、生活安全部少年課の捜査員を増員、犯罪捜査における客観的証拠の収集、分析、証拠化等を的確に実施するため、刑事部刑事企画課、鑑識課、交通部交通指導課の分析・鑑識係員をそれぞれ増員、交番や駐在所が近くにない地域住民の方

々の利便性等の向上を図るため、生活安全部地域課に移動交番車を配備した上で、同課に移動交番係を新設、現場執行力や機動力、夜間警戒力の向上のため、交番・駐在所23施設を10施設に再編整備し、再配置可能となった人員を近隣の交番・駐在所や自動車警ら係に増強配置するなどしております。

今後とも、組織の総力を挙げて、県民の期待と信頼に応える警察活動を推進してまいりますので、引き続き、御理解と御支援をお願い申し上げます。

続きまして、警察本部の令和4年度歳出予算の概要等につきまして御説明申し上げます。

警察本部は、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」という令和4年の宮崎県警察の運営方針の下、子供・女性・高齢者を守る取組と効果的な犯罪防止対策の推進等、5項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置しております。

お手元の資料3、令和4年度歳出予算についてを御覧ください。

初めに、項目1、令和4年度歳出予算の概要について御説明申し上げます。

警察本部の令和4年度の歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、270億8,875万2,000円であります。

この予算額は、前年度と比べますと、人件費につきましては、退職手当などが減ったことなどにより3億1,755万3,000円の減額、人件費以外の物件費につきましては、警衛警備対策事業の終了などにより4,246万8,000円の減額となり、総額では3億6,002万1,000円の減額、率にしますと対前年度比1.3%の減となっております。

次に、項目2、主な事業について御説明申し上げます。

なお、事業名の頭に丸新と表示しております事業につきましては、令和4年度の新規事業、頭に何も表示していないものは、既存の事業でございます。

令和4年度の主な事業を順番に御説明申し上げますので、資料3-1を御覧ください。

警察署建替調査事業につきまして御説明を申し上げます。

事業の目的につきましては、警察署庁舎は、県民の安全で安心な生活を守る治安・防災上の重要拠点として、機能の維持と充実を図る必要があるため、老朽化が著しく、県民の利便性等に支障が生じている警察署の更新整備に必要な調査を行うものであります。

事業の概要につきましては、都城警察署及び高岡警察署庁舎建て替えに向けた移転候補地の条件の整理、物件情報の収集を行う委託事業であります。

事業の効果といたしましては、県民の利便性向上や災害対応力の強化及び警察力の最大限の発揮など、警察署の更新整備において求められる要件を満たす最適な移転候補地の選定が期待できます。

続きまして、資料3-2を御覧ください。

歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策事業につきまして御説明いたします。

事業の目的、概要につきましては、横断歩道における歩行者優先と正しい横断を徹底するため、県内において過去に歩行者事故が発生した横断歩道や通学路等の信号機のない横断歩道の中から、既に選定した県内27か所のモデル横断歩道のカラー舗装と看板を整備し、歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策を実施するものでございます。

事業の効果といたしましては、モデル横断歩

道の環境整備を行い、同所での歩行者と運転者双方への交通安全教育を行うとともに、悪質・危険性の高い横断歩行者等妨害の交通指導取締り等を集中的に実施することで、県民への歩行者優先のルールの浸透が図られ、交通事故抑止への効果が期待されます。

次に、資料3-3を御覧ください。

交通安全施設整備事業費につきまして御説明申し上げます。

事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路や特に交通の安全を確保する必要がある道路におきまして、総合的な計画の下に交通安全施設を整備することにより、交通環境の改善、交通事故の抑止を図り、併せて交通の円滑化を図るものでございます。

事業の概要につきましては、国庫補助事業と県単独事業の2つに分かれます。

国庫補助事業は、項目2の(4)のア、イ、ウの3事業でございます。

アの交通管制及び信号機改良等整備費は、警察本部等に設置されている交通管制センターの整備や信号灯器のLED化をはじめとした信号機等の改良・整備、イの円滑化対策事業費は、交通渋滞を解消するための信号機の新設や道路標識の整備、ウのコンクリート製信号機柱の鋼管柱化は、コンクリート製の信号機柱から、災害等に強い鋼製の鋼管柱へ移行する事業であります。

これらの国庫補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められた、交通量が多く事故が多発している道路、市街地における歩行者の事故が多い道路、交通事故が多発するおそれのある道路として指定された特定の道路区間内、または交通の円滑を図ることにより、効果的に交通事故を防止すること

ができる場所として指定された地区の中で整備を行う事業でございます。

次に、エ、オ、カの3事業は、県単独事業でございます。

エの信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費は、特定の路線や地区を除く、県内一円で信号機や標識標示などの整備を行う事業、オの信号機等のデザインポール共架整備費は、道路管理者が行う電線の地中化工事に合わせて、信号機等の配線を地中化するための事業、カの交通安全施設の災害対策強化事業費は、災害等の発生により、信号機に対する電源供給が絶たれた場合でも、信号機による交通管理が正常に維持できるよう、主要幹線道路の信号機に、自動起動型電源付加装置を設置する事業であります。

これら、国庫補助事業と県単独事業により、令和4年度は、信号機6基を新設するほか、信号制御機106基の更新やコンクリート製信号機柱の鋼管柱化95本、信号機のLED化74式、自動起動型電源付加装置10基等の整備を予定しております。

また、令和4年度は横断歩道重点対策分として、道路標示整備に要する経費を増額・確保し、令和3年度に実施した、横断歩道標示の摩耗度の点検結果を基に、順次、道路標示が薄くなった横断歩道へ対処することとしております。

事業の効果といたしましては、交通事故や交通量等の実態に即した交通安全施設を計画的に整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の安全の確保と交通環境の向上につながる効果が期待できます。

○河野委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○図師委員 資料3-2の歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策事業についてお伺いします。

やはり高齢者の事故が多いと思いますが、横断歩道で起きた歩行者事故と横断歩道付近の横断歩道がないところでの歩行者事故の割合と近年の事故発生件数の推移を教えてください。

○日高交通部長 資料を出しますので、お待ちください。

○井本委員 他県から来た人が、宮崎県では、横断歩道に人が立っていても車が止まらないと言っていたんですよ。この頃、警察では、横断歩道に人がいる時は車をびしっと止めるように、というキャンペーンみたいなものやっていたようですが、そういった取組をやっているのですか。

○日高交通部長 まず、歩行者事故の件から申し上げます。歩行者事故は、令和3年は300件発生し、そのうち死者が14人、令和2年は365件発生し、死者が13人でした。そのため、事故発生件数は65件の減となったところです。

次に、横断歩道外での歩行者事故の発生件数は、令和3年が18件でした。横断歩道での歩行者事故もありますが、すぐにデータが見つかりません。

先ほどお話がありました信号機のない横断歩道における歩行者の保護や安全対策に力を入れているところでありまして、JAFの調査によりますと、平成30年は宮崎県内の信号機のない横断歩道での車両の停止率が7.9%でしたが、その後、私たちなりに指導、取締り、広報、啓発活動を一生懸命取り組んだところ、令和3年の車両の停止率は45%に上がっております。

しかし、まだ半分以上の車両が止まっていない状況ですので、今回の新規事業で、歩行者の横断が多く危ない横断歩道27か所を目立つようにカラー化して、標識もつける予定です。今後、この取組を広げていきたいと思っております。

○井本委員 ぜひとも続けて頑張ってください。よろしくお願いします。

○日高委員 横断歩道の関連なんですけれども、私は運転する際、基本的には横断歩道でしっかりと止まるようにしております。

先日、宮崎駅前の横断歩道では、歩行者が立っているのにどんどん車が来ていた。車が渡りなさいよというパッシングをして、歩行者が横断歩道を渡られたんです。

駅前の横断歩道の先にまた横断歩道があって、その横断歩道にも人が立ってらっしゃったんですけれども、歩行者が横断歩道と反対側の方向を見られていたので、私は渡られないんだなと思い、そのまますうっと横断歩道を通過した後に、その歩行者が車の後ろを通ったんです。

そしたら、目の前にいた警察官から、ちょっと待ってくださいと言われ、止められたことがありましたが、横断歩道における交通の基準が少し難しいなと思いました。

その警察官によりますと、横断歩道に人が立っていたら止まらないといけないという話だったんですけれども、歩行者は反対方向を向いてたのに止まらないといけないのかなと思ひまして、そのあたりの基準も、できたらいろいろと考えていただきたいなと思います。

あと、県外の方から白線が薄いところが多いという意見を聞いたことがあります。横断歩道はやはり大事だと思います。今回、横断歩道の整備に関する予算を増額していただいたということですので、ぜひ整備をお願いいたします。

○日高交通部長 まず、先ほどの横断歩道における交通の基準について、この違反は道路交通法第38条に規定されておりまして、横断歩行者妨害違反という罪になります。どのような基準かといいますと、横断歩道において横断中の歩

行者を立ち止まらせたり、飛びのかせるなどの場合はもちろん、歩行者が横断中あるいは横断しようとしているにもかかわらず、横断歩道の手前で一時停止をせずに通過した場合に成立するものとなっております。

委員が遭遇されたのは微妙なところかもしれませんが、信号機のない横断歩道の場合、横断歩道は平面にありますので、なかなか見えづらいところもあるのですが、横断歩道の手前に必ずダイヤモンド予告が2つ出てきます。それが横断歩道の予告になっているんですけれども、そのマークがあったら、加速をやめられたほうが良いと思います。

特に高齢者や女性の歩行者は、直立していると目立つんですけども、かがまれたり、もともと身長が低い方の場合には見えづらい場合もあるため、ダイヤモンド予告があったら減速することを心がけられたほうがよいと思います。

横断歩道を渡る際には手を挙げることや目で合図することなどの歩行者の教育も必要ですので、警察では、そうした教育活動も行っているのですが、足りないところもある状況です。運転者と歩行者のお互いが認識すれば、安全に横断歩道を渡れる環境ができると思っております。

それから、横断歩道の白線の補修の件ですが、現状をお話ししますと、県内に横断歩道は約1万5,000か所あります。この1万5,000か所について、昨年10月から12月に一斉に調査しまして、白線の摩耗率によって横断歩道をランク1からランク5の5段階に分けました。

ランク1が81%から99%摩耗しており、白線が1割ぐらいしか残ってないもの。ランク2が61%から80%摩耗しており、白線が2割から4割残っているもので、ランク5が最もいい状態のものになります。

1万5,000か所ある横断歩道のうち、1,700か所がランク1、2になりますが、去年10月から12月に調査した結果ですので、摩耗率はさらに進み、ランク3がランク1、2に入ってきていると思います。今年は予算を多めに付けていただいておりますので、少なくとも現在把握しているランク1、2の横断歩道については、早めに予算を執行していきたいと思っております。

摩耗率の調査は続けますので、調査している中で、ランク3がランク1、2になった場合には、来年度の当初予算や、急を要すれば本年度の補正予算などで予算の要求をしていきたいと思っております。理想は、ランク4や5の状態をキープすることです。

○井本委員 横断歩道の補修に、県の一般財源を使うことはできるのでしょうか。

○日高交通部長 はい。事業の内容によって、国庫補助や県の一般財源などが混ざっています。

○井本委員 国庫補助のときは何か基準があるわけですか。

○澤田交通規制課長 国の円滑化対策事業補助で、横断歩道16キロメートル分を補修する予定です。

今年度は横断歩道100キロメートル分の補修に係る予算がついておりますので、残り84キロメートル分につきましては、県単独の事業費で対応してまいります。

○井本委員 その取扱いは、人口比に関係なく、全国一律ですか。

○澤田交通規制課長 全国の状況を調査しておりませんので、全国一律かは分かりませんが、それぞれの県で指定した区域については、先ほど説明しました、円滑化対策事業で対応していると承知しております。

○田口委員 県内に歩車分離式信号機が導入さ

れて、どれぐらいの期間になるのでしょうか。

県庁からタクシーに乗るとすぐ横が歩車分離式信号機になっているので、導入当初はタクシーの運転手から、こんなやめて欲しいという声が非常に大きかったです。

最近では、皆さん慣れたので、そういった不満は聞きませんが、歩車分離式信号機が導入された頃、私が交差点を渡ろうとしたら、車の運転手が反対側の赤の信号を見て、突然ぼっと車が出てきて、ひかれそうになったこともありました。今は大分慣れてきていると思います。

歩車分離式信号機は、事故が多い交差点の安全性を高めるために導入したと聞いておりましたが、導入されて何年になるのか、今、県内に何か所ぐらいあって、その交差点では事故が減っているのか、事故の推移等を教えてください。

○日高交通部長 事故の件数はお待ちください。

まず、歩車分離式信号機について御説明します。

歩車分離式信号機は、交差点を横断する歩行者と車両との交通事故を防止することが目的でありまして、歩行者と車両の交錯をなくすための信号機であります。平成23年に警察庁が歩車分離式信号機を示し、平成23年とか平成24年に、県内に第1号機が設置されていると思います。そして、令和2年度末現在で県下に76か所あります。

歩車分離式信号機は4種類ありまして、スクランブル方式が12か所、歩行者専用現示方式が44か所、右左折車両分離方式が5か所、右折車分離方式が15か所です。

歩車分離式信号機の概要は以上です。

歩車分離式信号機の交差点での歩行者事故件数は調べておりますが、手元に数字がありませんので、この場では申し上げられません。

○田口委員 先ほど、右左折車両分離方式とか右折車分離方式という話をされましたが、それは、江平交差点や新名爪交差点に設置されている信号機になるのでしょうか。

○澤田交通規制課長 江平交差点の一部が、右左折の歩車分離となっております。

それと、最近では、南警察署管内のお仏壇のきむらがある新横町交差点の信号機の青の表示を若干変更しまして、南宮崎駅側から南進する車両と北進してくる車両、宮交シティに右折する形なんですけれども、その北側の横断歩道については、車が来ないようにしました。南進する車両が右折して北進することがあったんですけれども、信号機で制御しまして、歩行者と車が交錯ないようにしました。

○佐藤副委員長 コンクリート製信号機柱の鋼管柱化というのは、コンクリート製では、地震や車がぶつかったりしたときに腰砕け的に倒れる危険性をはらんでいるので、鋼製の信号機に交換するのかなと思っていますが、昨日、門川町の国道10号の下りで、1,000ccぐらいのコンパクトカーが信号機にぶつかって、鋼柱の信号機が結構傾いていたところを見ました。このぐらいの車で信号機が傾くんだなと思いました。

私の計算が合っていれば、鋼管柱は1本当たり70万円ぐらいで、費用が結構かかりますし、昨日の事故で曲がった信号機は、もう使えないと思うんです。今のコンクリート製の信号機を守るようなガードをつけたほうが安全なのかなと思います。

信号機を丸ごと交換するのは、なかなか大変ですので、まずは、今の信号機の前にぶつかっても大丈夫なようにガードをつける、後に鋼柱化すると、地震対策としてはそういうことかなと思いました。お答えは今でなくても結構です、

意見としてお聞きください。

○日高交通部長 了解しました。

先ほど凶師委員が質問された横断歩道と横断歩道付近での歩行者事故の件数につきまして、正確な数を申し上げます。

令和3年は、横断歩道を横断中の歩行者事故は94件でありました。令和2年と比較しますと、マイナス34件でありました。

横断歩道から約30メートル以内の横断歩道付近の歩行者事故が、令和3年は10件で、令和2年と比べますとプラス3件となっております。

ちなみに、概数ですが、令和4年3月末現在では、横断歩道での歩行者事故は16件で、対前年同月比マイナス12件、横断歩道付近が2件で、対前年同月比マイナス1件でありました。大きな流れからいけば、横断歩道を横断中の人身事故は減少傾向にあります。

○河野委員長 ほかにありませんか。

それでは、以上をもって、県警本部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時48分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました延岡市選出の河野でございます。

一言御挨拶申し上げます。

企業局の皆様におかれましては、電気事業、水道事業等を通して県の財政を支えていただいていることに心より感謝申し上げます。より一層の事業充実のために、どうか御努力を今後と

もお願いしたいと思っております。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、西臼杵郡選出の佐藤副委員長でございます。

向かって左側でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

延岡市選出の井本委員でございます。

宮崎市選出の日高委員でございます。

続きまして、向かって右でございますが、延岡市選出の田口委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の上園主任主事でございます。

副書記の内田主査でございます。

次に、企業局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○井手企業局長 私ども企業局は、地方公営企業として、水力発電をメインとする電気事業、また、細島工業団地に工業用水を供給する工業用水道事業、そして一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設を運営する地域振興事業の3つの事業を経営しております。

全体としては、これまでおおむね順調に推移してきたところありますけれども、企業局の保有する発電所や工業用水道施設につきましては、昭和30年から40年に建設された施設が多く、今後、大規模改良を計画的に行っていく必要がございます。

特に、電気事業におきましては、老朽化した発電所の大規模改良工事を本格化させることに伴い、今後数年間は一時的に事業収益が減少し、収支がマイナスになることが見込まれております。

しかしながら、中長期的視点から計画的に経営基盤の強化に取り組み、安定した事業運営を

継続できる体制を整備するための重要な時期と捉えております。

また、ゼロカーボン社会づくりに向け、水力発電を主力事業とする企業局の果たすべき役割はさらに高まっておりますことから、引き続き、職員一丸となり、全力で健全経営の維持に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、今年度、初めての委員会でありますので、執行部の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料の表紙をめくっていただきまして、右側1ページ目を御覧ください。

幹部職員の名簿を載せておりますので、それぞれ御挨拶させていただきます。

まず、総括副局長の斎藤孝二でございます。

技術副局長の森英彦でございます。

総務課長の齊藤郁宏でございます。

総務課経営企画室長の小野一彦でございます。

工務管理課長の宮田晃尚でございます。

施設保全課長の松生晃でございます。

発電整備課長の日高誠でございます。

総合制御課長の丹山竜一郎でございます。

私からは以上であります。引き続き、総務課長より、企業局の業務概要及び本年度の当初予算の概要について説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○齊藤総務課長 常任委員会資料の2ページをお開きください。

I、企業局の組織の概要及び主な事務分掌でございます。

1の企業局の組織及び職員数ですが、組織体制につきましては、本庁5つの課、1つの出先機関で、職員数は局長を含めまして127名、体制

は図のとおりとなっております。

それぞれの課、室及び事務所の主な事務分掌につきましては、3ページに記載のとおりです。

次に、4ページをお開きください。

IIの事業概要です。

まず、基幹事業であります、1の電気事業です。

(1)の発電事業ですが、①の沿革にありますとおり、昭和13年に県営電気建設部として発足以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の重要課題と位置づけまして、河川管理者の委託を受け、これまでに、括弧内に記載の6つの河川総合開発事業を実施しており、これらを通じて、電力の安定供給や下流都市町村の水害防止など、地域の発展に貢献したところです。

次に、②の事業の規模であります。アの水力発電につきましては、現在、発電所は14か所、その最大出力の合計は15万9,055キロワットで、全国24の公営電気事業者の中で3番目の規模となっております。

発電した電力は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社へ供給しております。

5ページを御覧ください。

イの太陽光発電につきましては、4か所に設置しており、最大出力の合計は、190キロワットとなっております。

また、(2)の緑のダム造成事業として、企業局が発電事業を行うダムの上流域にある未植栽地を、広葉樹を中心とした水源涵養機能の高い森林として整備するほか、(3)のとおり、企業局の持つノウハウを生かし、市町村や土地改良区などが取り組む小水力発電の開発に対する技術支援も行っているところであります。

これまでに、御覧の8地点の発電設備の設置を支援したところです。

6ページをお開きください。

2の工業用水道事業であります。

(1)の事業の概要であります。工業用水道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年から給水を開始しております。給水能力は、日量12万5,000立方メートルでありまして、現在、旭化成株式会社など14社に給水を行っております。

(3)の給水料金であります。基本料金は1立方メートル当たり10.40円で、全国平均と比べて低廉な料金で安定的に工業用水を供給することで、県北地域の産業振興の一翼を担っているところであります。

8ページをお開きください。

3の地域振興事業です。

(1)の事業の概要にありますとおり、地域振興事業(一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設)は、地域振興と県民福祉の向上に寄与する目的で、一ツ瀬川の河川敷にゴルフコースなどを整備し、平成2年から営業を開始し、令和2年度に開設30周年を迎えて、利用者数は累計で123万人を超えております。

(2)の施設の概要になりますが、ゴルフコースは、パブリックの18ホール、パー70となっており、管理運営は、指定管理者として、令和元年度より株式会社モリタゴルフが行っております。

(3)のゴルフ場の利用料金については、御覧のとおりです。

9ページを御覧ください。

企業局の施設の位置図としまして、3つの事業の主な施設を地図に落とし込んでおりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、10ページをお開きください。

Ⅲ、令和4年度宮崎県公営企業会計当初予算

であります。

1の予算のポイントであります。令和4年度当初予算については、企業局の経営の指針である企業局経営ビジョンや社会状況の変化等を踏まえ、3つの大きな柱を定めて、予算編成をしたところです。

1つ目は、(1)の将来に向けた安定経営のための基盤整備であります。

これは、老朽化した施設・設備の計画的な更新・改修を行うことにより、将来にわたって安定的に経営を行うための基盤を整備するものであります。

2つ目は、(2)の経営環境の変化への的確な対応でありまして、電力システム改革や、ゼロカーボン社会づくり、それから頻発している自然災害など、企業局を取り巻く経営環境の変化に、的確に対応するものであります。

3つ目は、(3)の地域貢献に資する取組の推進として、局の設置理念に基づき、地域貢献に資する取組を推進しております。

11ページを御覧ください。

2の令和4年度宮崎県公営企業会計当初予算の概要であります。

(1)の電気事業につきましては、業務の予定量であります。年間供給電力量は4億9,705万8,000キロワットアワーで、収益的収支の収支残は、黒い太枠で囲んでおります、マイナス1億6,491万8,000円としております。

令和3年度から引き続き、収支残がマイナスとなっております。これは、現在工事を進めている渡川発電所大規模改良事業に伴う発電停止などによる、料金収入の減を見込んでいることなどによるものであり、今後、綾第二発電所大規模改良事業と併せて、令和6年度までは赤字が続く見込みとなっております。

(2)の工業用水道事業につきましては、年間総給水量は3,583万5,700立方メートルで、収益的収支の収支残はマイナス5,373万3,000円としております。令和3年度から引き続き、収支残がマイナスとなっておりますが、これは、老朽化した施設の修繕費や委託費等によるものであります。

なお、中長期的な老朽化対策については、国のアセットマネジメント指針に基づいて、計画的に維持・更新を行うこととしております。

(3)の地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万1,500人で、収益的収支の収支残は220万1,000円としております。

12ページから17ページにつきましては、事業会計別の予算の内容を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続いて、18ページをお願いします。

3の主な新規・重点事業であります。

まず、渡川発電所大規模改良事業であります。

この事業は、運用開始から60年以上が経過した渡川発電所の機器等の更新等を行うものでありまして、平成29年度から令和4年度までの期間で事業を実施しているところであります。

2の事業の概要の(1)の予算額にありまして、令和4年度の予算額は9億9,786万5,000円で、(3)の事業内容にありまして、2号水車発電機の据付け等を行うこととしております。

19ページを御覧ください。

綾第二発電所大規模改良事業であります。

この事業は、同じく老朽化が進んでおります、綾第二発電所の機器等の更新等を行うものでありまして、令和元年度から7年度までの期間で事業を実施しているところです。

2の事業の概要の(1)の予算額にありまして、

とおりに、令和4年度の予算額は9億841万3,000円で、(3)の事業内容にありまして、発電所更新工事や工事用土木設備工事に係る設計を行うこととしております。

20ページをお開きください。

総合監視制御システム一部更新工事ではありません。

この事業は、各発電所や工業用水道施設の遠隔監視制御を行う総合監視制御システムについて、設置後8年を経過し、システムの信頼性低下が懸念されることから、ハードウェアの更新等を行うものでありまして、令和3年度から4年度までの期間で事業を実施しているところであります。

2の事業の概要の(1)の予算額にありまして、令和4年度の予算額は2億5,879万7,000円で、(3)の事業内容にありまして、発電所等の状態を表示する総合監視盤や、発電や給水に係る機器の制御をする監視操作卓、各種サーバの更新を行うこととしております。

21ページを御覧ください。

新規事業、田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事であります。

この事業は、設置後22年を経過し、老朽化に加え、補修部品の入手も困難となっている自動制御装置の更新を行うとともに、前回の点検から12年が経過した水車発電機の精密点検を行うものでありまして、令和4年度から5年度までの期間で事業を実施することとしております。

2の事業の概要の(1)の予算額にありまして、令和4年度の予算額は5,500万円で、(3)の事業内容にありまして、発電に係る機器の総合的な運転制御を行う自動制御装置の詳細設計や機器の工場製作及び部品発注の調達調整を行うこととしております。

22ページをお開きください。

新規事業、企業局ゼロカーボンPR事業であります。

この事業は、県が第4次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトに掲げる2050年ゼロカーボン社会づくりに合わせて、企業局の水力発電等の取組を広く県民にPRするとともに、局公用車に電気自動車を追加導入し、各種イベントで電力供給の実演を行うなど、啓発に努めるものであります。

2の事業の概要の(1)の予算額にありますとおり、予算額は1,495万1,000円で、(3)の事業内容にありますとおり、ロゴマーク等を活用したPRや電気自動車を導入して啓発活動を行うこととしております。

23ページを御覧ください。

4のその他の主要事業といたしまして、(1)の綾第一発電所(南機)水圧鉄管塗装工事など、8つの事業について概要を記載しております。

また、参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しております。

多目的ダム管理費用等、知事部局及び市町村への支出予定額の合計は11億3,458万5,000円となっております。

私ども企業局といたしましては、経営の効率化と経費の節減に努め、健全経営を推進しながら、公共の福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

○河野委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○日高委員 基本的なことで、使用機器の老朽化という話があるのですが、ダム本体の老朽化というのはあるのでしょうか。

○松生施設保全課長 ダム本体は100年以上もつと言われておりまして、補修等を行ったことは

ございません。

○日高委員 それでは、100年たっても何も手を加えずにそのままで大丈夫ということなのでしょうか。点検などは行われているのですか。

○松生施設保全課長 点検等は定期的に行われておりまして、そこで異常がないことを確認しております。

ただ、ダムといたしましては、コンクリート構造物だけでなく、ゲートや機械設備等もございます。その機械等に関しましては、定期的にメンテナンス等を行って、更新工事も行っているところでございます。

○日高委員 100年前と比べて、天候などいろいろな部分に変化しているところもありますので、しっかりと対応していただけるように、よろしくをお願いいたします。

○河野委員長 ほかにありませんか。

それでは、以上をもって企業局を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時18分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました延岡市選出の河野でございます。

一言御挨拶申し上げます。

委員会の皆様におかれましては、学校教育等を中心に、子供の教育を充実するという、授業等御努力をいただいているところでございます。

今後、宮崎県の教育の課題が数々あると思ひ

ますが、互いに解決のため、努力していこうと
考えておりますので、どうかよろしくお願ひ申
し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、西臼杵郡選出の佐藤副委員
長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の徳
重委員でございます。

延岡市選出の井本委員でございます。

宮崎市選出の日高委員でございます。

続きまして、向かって右側でございます。

延岡市選出の田口委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の上園主任主事でございます。

副書記の内田主査でございます。

次に、教育長の御挨拶、幹部職員の紹介並び
に所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○黒木教育長 委員の皆様には、かねてから本
県教育の振興のため、御指導、御支援を賜り、
心から感謝申し上げます。本当にありがとうご
ざいます。

令和4年度におきましても、今、委員長から
もありましたが、様々な教育課題がございます。
本県教育のさらなる充実を図るため、誠心誠意、
全力で取り組む所存でございます。委員の皆様
の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお
願ひ申し上げます。

お手元の常任委員会資料を御覧ください。

2枚おめくりいただき、左側の1ページ目を
御覧ください。

まず、本日出席しております、教育委員会事
務局の幹部職員を御紹介申し上げます。

副教育長の田村伸夫です。

教育次長（教育政策担当）の児玉康裕です。

教育次長（教育振興担当）の東宏太郎です。

教育政策課長の中尾慶一郎です。

財務福利課長の加塩美昭です。

財務福利課育英資金室長の唐仁原博です。

高校教育課長の高橋哲郎です。

義務教育課長の佐々木孝弘です。

特別支援教育課長の横山貢一です。

教職員課長の中別府勇治です。

生涯学習課長の長尾岳彦です。

スポーツ振興課長の押川幸廣です。

競技力向上推進室長の岩切正義です。

文化財課長の長友由美子です。

人権同和教育課長の北林克彦です。

右のページ、2ページ目を御覧ください。

県立図書館長の小川雅彦です。

県立美術館副館長の木村幸久です。

県総合博物館長の岩切喜郎です。

このほかの幹部職員等につきましては、資料
の1ページ及び2ページの名簿の記載をもって
紹介に代えさせていただきます。

次に、3ページ目をお開きください。

現在の5名の教育委員は、御覧のとおりで
ございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

教育委員会事務局の組織体制を示しており
ます。

昨年度との主な改正点としまして、本県の競
技力に係る課題に組織的、計画的に取り組むた
めに、スポーツ振興課内に、新たに競技力向上
推進室を設けました。

また、5ページ目以降、各課ごとの組織及び
事務を記載しております。後ほどお目通しいた
だければと存じます。

15ページをお開きください。

教育委員会の令和4年度当初予算であります

が、表の下の5段目の太線で囲んであります、合計の欄を御覧ください。

一般会計の合計は、1,088億448万9,000円であり
ます。

また、下から2段目の太線で囲んであります、
合計の欄を御覧ください。

特別会計の合計は、38億2,676万円であり
ます。総額は、一番下の欄に記載しておりますよう
に、1,126億3,124万9,000円であり
ます。

この2つ右の欄になりますが、令和3年度当
初予算に対しまして、3億7,914万3,000円の増、
率にしまして前年比100.3%となっております。

続きまして、16ページを御覧ください。

教育委員会の新規・改善事業をお示しして
おります。

右側の説明の欄に丸印をつけております、主
な新規・改善事業につきましては、17ページ以
降に掲載しております。内容は関係課長等から
説明させていただきます。

令和4年度当初予算に関する説明は以上であ
ります。よろしくお願ひいたします。

○横山特別支援教育課長 特別支援教育課の事
業について御説明いたします。

常任委員会資料の17ページをお開きください。

未来を拓く！特別支援学校「自立と社会参加」
推進事業でございます。

1の事業の目的・背景であります、特別支
援学校の幼児・児童生徒の自立と社会参加に向
けた主体的な取組を推進するため、特別支援学
校における教育の充実や教育体制の推進を図
るものであります。

2の事業の概要であります、予算額は165
万1,000円で、事業期間は令和4年度から令和6
年度までの3年間でございます。

事業内容は2つありまして、①は、社会的自

立を見据えた職業教育及びそれを支える資質・
能力を培う教育の充実で、新時代に対応し、就
労につながる作業学習の開発などを行います。

②は、障がいのある子供一人一人の教育的ニ
ーズに応じた専門性を支える教育体制の推進で、
学校支援アドバイザーを派遣し、専門家の知見
を活用します。

3の事業効果につきましては、職業教育や自
立を目指した取組、外部専門家との連携により、
新しい時代を生きていく幼児・児童生徒の障が
いによる生活や学習上の困難を、改善・克服す
るための特別支援学校の教育の充実が図られる
ものと考えております。

○長尾生涯学習課長 生涯学習課の事業につ
いて御説明いたします。

常任委員会資料の19ページをお開きください。

改善事業、県民みんなで家庭教育応援事業で
あります。

1、事業の目的・背景であります、家庭教
育を行う保護者を支援するために、学習機会や
情報の提供、人材の育成、環境づくりを行い、
県民総ぐるみで家庭教育を支援する機運の醸成
を図るものであります。

2の事業の概要であります、予算額は155
万2,000円で、国の補助金を活用いたします。

事業期間は、令和4年度から6年度までの3
年間であります。

次に、(4)の事業内容であります、当事業
は3つの柱で取り組んでまいります。

まず、①の学びのアップデートでは、保護者
などが参加体験型で楽しく学ぶことができる活
動の流れをまとめた、みやぎき家庭教育サポー
トプログラムの活用や、このサポートプログラ
ムの進行役であるトレーナーの派遣及び本プ
ログラムの広報・啓発に取り組めます。

次に、②の人材の育成では、大学生を含めたトレーナーの研修会や各地域におけるトレーナー同士の家庭教育応援会議を実施いたします。

③の環境づくりであります。市町村の行政担当者会を充実させることによりまして、各市町村ごとの地域ぐるみでの支援体制の整備を進めます。

3の事業効果であります。3つの事業内容を展開することで、県民みんなで家庭教育を応援する支援体制の推進を図ることができると思います。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課の新規事業、改善事業につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。改善事業、部活動改革推進事業であります。

1の事業の目的・背景であります。公立中学校及び県立学校における教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置します。また、効率的な部活動運営を推進するため、研修会を実施するものであります。

2の事業の概要であります。予算額、財源、事業期間は御覧のとおりであります。

(4) 事業内容であります。①の部活動指導員配置事業につきましては、右側22ページのパンチ絵を御覧ください。

下半分の四角囲みにありますように、令和4年度は、公立中学校へ77名、県立学校へ37名の部活動指導員の配置を予定しております。

左側、21ページに戻っていただき、②部活動効率化研修事業につきましては、部活動指導員や運動部顧問及び外部指導者に対する研修会を行います。

3の事業効果であります。教員の時間外業務時間が削減されるとともに、教員の心理的負

担が軽減されます。

また、効果的・効率的な指導が行われることにより、競技力の向上が期待できるものと考えております。

○岩切競技力向上推進室長 スポーツ振興課競技力向上推進室の新規・改善事業について御説明いたします。

常任委員会資料の23ページをお開きください。

天皇杯獲得を目指した競技力向上対策であります。

1の事業の目的・背景であります。令和9年度に本県で開催予定の第81回国民スポーツ大会において、大会の総合優勝である天皇杯を獲得するため、県競技力向上基本計画に基づき、様々な競技力向上対策に取り組むものであります。

2の事業の概要であります。予算額、財源、事業期間は御覧のとおりです。

(4) 事業内容であります。24ページのパンチ絵を御覧ください。

まずは、一番上の段の期間目標を見ていただきますと、これまで強化の区分を育成期としておりましたが、今年度以降は充実期、躍進期と進んでいき、天皇杯順位目標も2024年に20位、2026年に10位、開催年2027年には1位としております。

また、その下の段には、本県の競技力向上に向けた課題を解決するため、取り巻く環境に対応した、対策の4本柱である推進体制の整備・充実、選手の発掘・育成・強化、指導体制の充実・強化、環境条件の整備を示しており、各種事業に取り組んでまいります。

具体的には、ソフト面・ハード面の両面から支援策を講じてまいります。今年度から3年間は充実期としており、特に、下の段、左から

2番目の枠内の取組に示しております、ターゲットエイジの強化、ふるさと選手の活動支援といった選手強化に加え、下の段の右から2番目の枠内の取組に示しております、各競技団体の県代表選手・チームの紹介といった、広報活動等を新規事業として取り組んでまいります。

ハード面につきましては、その下に示しております、練習環境整備におきまして、各競技の強化の拠点となる練習拠点施設の早期整備を進めてまいります。

このページの上の段の年度別の整備計画を御覧ください。

今年度以降の充実期におきましては、水球プール、体操場等の施設が順次完成することから、この練習拠点施設を活用した効果的な強化を図ってまいります。

このような事業を計画的に推進し、全ての県民の皆様に応援していただける、チームみやざきの育成・強化に尽力してまいります。

○長友文化財課長 常任委員会資料の25ページをお開きください。

新規事業、ふるさとの宝を未来へつなぐ文化財情報整備事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、近年の激甚化・頻発化する災害から貴重な文化財を未来へ守りつないでいくとともに、文化財指定等のさらなる推進を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額、財源、事業期間は御覧のとおりです。

(4)の事業内容ですが、①の文化財の情報整備として、文化財に関する写真や図面等の収集・デジタル化を行うとともに、所有者や所在地等の情報リストの作成及びデータベース化を行います。

②の未指定を含めた文化財調査につきまして

は、これまでの調査結果も踏まえて、文化財の現況及び所在を詳細に把握するとともに、新たな文化財の掘り起こしのための調査を行います。

併せて、③のように、専門家を招聘し、新たな国指定・県指定に向けた詳細調査も行ってまいります。

最後に、3の事業効果ではありますが、県内文化財に関する情報を把握・一元化することにより、災害発生時に被災文化財の迅速な救出・復元が可能になるとともに、基本情報を基に、文化財の指定・推進を図ることができるものと考えております。

また、文化財の保存・活用に関する市町村の取組を支援することにより、市町村職員の育成も図られ、県民の財産である貴重な文化財の滅失防止につながるものと考えております。

○北林人権同和教育課長 人権同和教育課の事業について御説明いたします。

常任委員会資料の27ページをお開きください。

改善事業、みやざきの子どもを守る総合支援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、昨今の学校における生徒指導上の諸課題は、いじめや不登校等に加え、スマートフォン等の所持率の増加に伴うネットトラブルなど、複雑かつ多岐にわたっております。

このような様々な課題に対応するために、教育相談体制の充実、いじめの未然防止の取組の充実という、大きく2つの柱で取組の充実を図ってまいります。

2の事業の概要ですが、(1) 予算額、(2) 財源、(3) 事業期間は御覧のとおりです。

(4) 事業内容につきましては、28ページのポンチ絵を御覧ください。

御覧のとおり、①から⑥の6つの内容になっ

ております。

その中の下線部が、変更した内容となっておりますが、特に、①、②のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間及び配置人数を拡充しております。

中でも、小学校における生徒指導体制を充実させる必要性があることから、小学校のみに対応することができるスクールカウンセラーを新たに配置いたします。

また、⑤いじめの未然防止に向けた取組についても、これまでは中学校のみの推進校でしたが、今回、新たに小学校からも推進校に指定いたします。

27ページにお戻りください。

3の事業効果としましては、教育相談と未然防止、2つの柱の取組の充実を図り、それぞれの取組を一元化することで、総合的な生徒指導体制を構築することができ、宮崎の子供たちを守り、育むことにつながるものと考えております。

○河野委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○図師委員 県民みんなで家庭教育応援事業について、20ページの学びのアップデートの家庭教育サポートプログラムの活用・派遣という中に、新プログラム、全39案の活用とあり、これは県内を7地区に分けて応援会議等をされるようなので、この会議で持ち出されてくる取組だと思うんですけども、それらのプログラムは各地域にどのように根づいているのか、また、案はあっても、人材育成が果たして伴っているのか。また、利用する子供たちや親御さんたちに、どのように周知していくのか、プログラムが多岐にわたりますので、ケース・バイ・ケースなどところもあると思いますが、この事業が見

やすくなるように、もう少し御説明をお願いします。

○長尾生涯学習課長 みやざき家庭教育サポートプログラムについては、全39プログラムあるんですけども、大きく分けて4つございまして、幼稚園から中学生の親向けのプログラム、将来の親世代、高校生、大学生を含めたプログラム、おじいちゃんやおばあちゃんなどのシニア向けのプログラム、地域住民向けのプログラムでございます。

全市町村の目標としては全ての中学校区におきまして、この39のプログラムを活用した研修会を実施する予定であります。

具体的には、小中学校、高校の家庭教育学級あるいは公民館の講座がございますので、そこに周知しておりまして、なるべく中学校区で実施いただくようお願いしているところであります。

現在79名のトレーナーがおりますが、約4町村にはトレーナーがおりませんので、その町村を中心にトレーナーの育成を考えておりまして、今回、宮崎大学や南九州大学の大学生を含めて、トレーナーを養成していきたいと考えております。

委員御指摘の周知のことでございますが、部局とも連携いたしまして、生涯学習課のホームページ等を活用するとともに、様々な家庭教育支援の事業等の中でも周知していきたいと考えております。

○図師委員 事業内容が複雑多岐にわたるので、今の説明でもぴんとこないんですが、この事業の名称からいうに、家庭での勉強や学習——それは机の上やパソコン上だけではなく、体を動かしたりすることでもいいんでしょう——その勉強や学習を支援するサポーターを養成し、高

年齢者を含めて、地域ぐるみで応援する体制をつくっていきましょうということなのですが、事業が非常にぼんやりしているので、それぞれ取り組もうとしている市町村、また、その家庭教育学級の取組が充実していけばいいんだろうなと思いました。

また、一つ参考までに、今、県内には、不登校の子供たちを対象に学習支援をしている団体が複数あります。それは、フリースクールまではいかないが、常設ではなく、学校教員のOBがボランティアで入られて、単発的に週に1回から2回の学習支援をしている団体が複数ありますので、そういった団体と連携しながら、地域で子供を守る体制、また、後の事業でもありました。いじめや不登校の対策にも連結するような事業になっていくといいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○長尾生涯学習課長 ありがとうございます。

このプログラムにつきましては、例えば、保護者の子供に対する褒め方や叱り方であったり、また、最近人気なのはインターネットの対応です。なかなか対面式の研修に参加できない保護者に対しては、事業のアップデートということで、オンデマンドあるいはオンラインでの研修も取り組んでまいりたいと考えております。

御指摘のとおり、各部局との連携は重要になるかと思っておりますので、今後、鋭意連携を深めていきたいと考えております。

○図師委員 この事業をうまく理解できてないところもあるんですが、それでは、これは直接子供たちのところに行って、対面で支援するのではなく、その子供たちを取り巻く保護者や地域とか、そういう人材に働きかけることがメインであって、マン・ツー・マンとか、1対複数で学習指導するトレーナーを育てる事業は含ま

れていないということですね。

○長尾生涯学習課長 保護者や地域住民、将来、親となる高校生に対して、対面式で実施できる場合にはトレーナーが出向き、このプログラムを活用して研修する流れであります。県としては、110名のトレーナーを養成することを目標にしております。

○図師委員 この事業は、効果を評価するのが非常に難しいと感じました。もちろん参加された方が、そういう情報や知識を得られることはできますが、それが子供たちにどのようにつながるのか、特に将来、家庭を築く高校生や中学生を対象にされるのは、すばらしいことです。

しかし、今の家庭教育がうまくいっていない子供たちへの支援につながるのか、また、つながったということを、この3か年でどのように評価するのか。非常に難しいとは思いますが、また、事業成果が挙げがったときの報告を楽しみにしております。答弁は要りません。

○井本委員 お話を聞いても、一体何をしたいのか、確かにぴんとこないんだよね。

家庭教育は、学校教育を補充するためにやっているわけですか。家庭教育は家庭にある程度任せるところもあると思いますが、その辺との兼ね合いをどのように考えられていますか。

○長尾生涯学習課長 当方の調査によりますと、ほぼ半数の保護者が何らかの形で子育てに悩みを感じているというデータもありますので、例えば、子供に対する褒め方や叱り方が分からないなどの保護者のニーズに応じて、この39のプログラムを設定しているところであります。このプログラムについては、受講者のニーズに応じたトレーナーを派遣することになっておりますが、委員御指摘のように、どのようにということについては、今後、3年間で評価してい

たいと考えております。

○井本委員 やはり狙いがはっきりしないような気がします。

家庭での教育は、ある程度家庭に任せられる世界があるので、極端なことを言うと、要らんことするなど。学校教育は学校教育の持ち場があり、家庭は家庭教育の持ち場があると思うんですよ。それを学校教育の人たちが家庭教育にまで口を出してしかるべきものなのかなという、そんな気がします。その辺はどうですか。

○長尾生涯学習課長 このプログラムについては、保護者に対してあしなさい、こうしなさいというものではなくて、例えば、子供と一緒にサイコロで遊ぶプログラムもありますし、また、子供役と親役になり、様々な場面のロールプレイングを通して、保護者としてはどういう姿が適切かといったことを協議する、そういう場を持つことであります。そのため、強制するものではなく、参加体験型でいろいろな悩みを打ち明けたり、協議したりして家庭教育をみんなまで支援しようという取組であります。

○井本委員 今、学校教育では、自分で考えるたくましい子供を育てようとされてますよね。それと同じことを家庭教育でもやらせるということなんでしょうか。

○長尾生涯学習課長 方向性としては、そのとおりでございます。押しつけではなくて、保護者の立場になって、地域住民を含めてみんなで考えていこうというものでございます。

○田口委員 部活動改革推進事業についてお伺いします。

教員の負担軽減を図るために、部活動指導員を配置するということですが、これは募集するのでしょうか。また、部活動指導員をどのようにして学校に配置するのかを教えてください。

○押川スポーツ振興課長 県立学校につきましては、各学校で地域の方や教員OBに部活動指導員をお願いするという形を取っております。

市町村につきましては、市町村教育委員会が学校と連携しながら、部活動指導員の配置をお願いする形にしております。

○田口委員 3,457万円の予算のうち、3,417万4,000円が配置事業となっておりますが、これはほとんど人件費、報酬ということでしょうか。また、どれぐらいの報酬を支払われるのでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 これは国の事業でもありまして、費用の負担割合は国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1になりますが、県立学校につきましては、全て県費になります。

部活動指導員への報酬ですけれども、国から時給1,600円と示されておりますので、その単価で、それぞれの指導員の活動状況に応じてお支払いすることになります。

○田口委員 この部活動指導員に選ばれた先生は、どこまで責任を持ってやらないといけないのか、学校の先生の負担は軽減されますが、部長とか、そういう形で普段の指導は部活動指導員がやるけれども、責任は学校側で持つことになるのか。

例えば、全国大会に行くときにも、部活動指導員が引率しないといけないとか、いろいろなことが考えられるものですから、そのあたりを教えてください。

○押川スポーツ振興課長 部活動指導員の身分ですけれども、会計年度任用職員という形で、いわゆる準公務員的な立場になります。

業務としましては、部活動の直接的な指導もありますが、引率業務等も可能となっております。

ただ、引率するかどうかについては、それぞれの学校の実情に応じて、校長先生または市町村教育委員会が関係する場合には市町村教育委員会と連携しながら、引率業務をするかどうかを判断することになります。

○田口委員 分かりました。

この部活動と関連してきますけれども、天皇杯獲得を目指した競技力向上対策、剣道でも何でもいいんですけれども、いろんな父兄から、指導力のある先生のおかげで、県立高校がよく全国大会に出場できるくらい強くなっても、先生がすぐに異動になる。そのような人事異動はやめて欲しいとよく言われてました。

指導力のある先生が引き続き指導すれば、その学校が強豪校になるのに——また違う県立高校に行ったならば、一から積み上げていって……。強豪校になれば、スカウトマンが学校に来てくれるようになります。自分の思いどおりのチームをつくらうとするとまた転勤と。

例えば、延岡市内の学校の父兄から、東高時代のラグビーの先生を異動させないで欲しいと言われたこともありました。高千穂高校みたいに剣道で有名なところには、それなりの先生が異動で来られたりしているようです。強くなったのに異動させるということは、やめて欲しいという要望が非常に多かったのですが、今でもそのような人事異動をされているのでしょうか。

○中別府教職員課長 人事異動につきましては、人事異動の基本方針というものがあります。本県全域の教育水準の維持・向上、部活動を含めた学校の活性化、地域に根差した教育など、それらの方針にのっとって、全体的に人事異動を行っております。

委員に御指摘いただいている、その学校の中心となる部活動の指導者の異動につきましては、

人事担当が学校長の学校経営方針を十分お聞きをした上で、できるだけその学校長の意向と県の基本方針とのバランスを取りながら、人事異動を行っているところです。

10年たったから無理やり異動させるようなことはあまりないように、まずは学校の状況を把握し、学校を応援するような形での人事異動をしているという状況であります。

○田口委員 分かりました。よろしくお願いします。

○河野委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時59分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

ここで4月18日に行われた委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認しました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ説明いたします。

まず、1ページ目をお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に、原則として1回以上開催し、また必要がある場合には、適宜、委員会を開催するという内容でございます。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会へ諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決等も含め原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものであります。

2点目は、調査中の陳情・要望につきましては、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日、回答する等の約束はしないというものでございます。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものであります。

4点目でございますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ、県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用

についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思っております。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いします。

次に、今年度の委員会調査など、活動計画案について、お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画案にありますとおり、県内調査を5月に、県外調査を10月に実施する予定であります。

初めに、県内調査についてであります。県南調査、県北調査、それぞれの行程を事前に作成しましたので御覧ください。

加えて、お手元に資料として過去3年分の文教警察企業常任委員会の調査実施状況と県内調査調査先候補の概要も配付していますので、併せて御覧ください。

新型コロナの感染状況により、行程の変更や延期、場合によっては中止も考えられるところでございます。

県内調査について、委員の皆様のお意見を伺いたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後0時05分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

次に、10月に予定されております県外調査について、御意見、御要望がありましたら、この場で伺いたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後0時06分休憩

午後0時06分再開

○河野委員長 それでは、県内調査、県外調査の日程、調査先につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後0時07分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 河 野 哲 也

